

議案第67号 藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

令和3年の人事院勧告につきましては、月例給については民間給与との差が極めて小さいことから改定はなしとなり、特別給については民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を0.15月引き下げるとする内容が、8月に人事院より勧告されました。

国家公務員の給与改定については、同年11月12日に開催された給与関係閣僚会議において、人事院勧告の実施については、経済対策の閣議決定後、速やかに方針を決定することとされ、引き続き検討するべきとの意見が出されたとのことです。

本市においては、地方公務員法に基づく情勢適応の原則や均衡の原則に従い、これまでも人事院勧告の内容を尊重した対応を図っており、今年度も同様に、人事院勧告の内容に準じて本市職員の給与改定を行うため、必要な条例改正をするものです。

1 改定内容について

人事院勧告では、民間の支給割合との均衡を図るため、特別給の支給月数を0.15月分引き下げ、年4.3月分としています（改定後①）。引下げの0.15月分については、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映させることとし、令和4年度以降については、6月期及び12月期の期末手当が均等となるように配分することとしています（改定後②）。再任用職員については0.1月分引き下げ、年2.25月、特定任期付職員については0.1月分引き下げ、年3.25月としています。

本市においても、人事院勧告の内容と同様に支給月数を引き下げ、及び配分の見直しを図ることとします。

ア 令和3年度の期末・勤勉手当支給月数

期	現 行	改 定 後 ①	改定差
	期末手当 勤勉手当 合 計	期末手当 勤勉手当 合 計	
6月期	1.275月	1.275月	-
	0.95月	0.95月	-
	2.225月	2.225月	-
12月期	1.275月	1.125月	△0.15月
	0.95月	0.95月	-
	2.225月	2.075月	△0.15月
計	2.55月	2.40月	△0.15月
	1.90月	1.90月	-
	4.45月	4.30月	△0.15月

イ 令和4年度以降の期末・勤勉手当支給月数

期	改 定 後 ①	改 定 後 ②	改定差
	期末手当 勤勉手当 合 計	期末手当 勤勉手当 合 計	
6月期	1.275月	1.20月	△0.075月
	0.95月	0.95月	-
	2.225月	2.15月	△0.075月
12月期	1.125月	1.20月	0.075月
	0.95月	0.95月	-
	2.075月	2.15月	0.075月
計	2.40月	2.40月	-
	1.90月	1.90月	-
	4.30月	4.30月	-

2 実施時期について

令和3年12月1日に実施します。

令和4年度以降の改定は、令和4年4月1日から実施します。

以 上